令和7年度長野県移動サービス事例報告会　2026年2月3日

総合事業等を活用して移動支援の創出を推進するには

1．担い手を見つける＆増やすには

2．生活支援支援体制整備事業の活用

3．介護予防・日常生活支援総合事業の活用

NPO法人 全国移動サービスネットワーク
事務局長　伊藤　みどり

１．担い手を見つける＆増やすには

コアメンバーはどんな人たち？　住民主体　≒　住民発意

コアメンバー

●介護・福祉の専門職を交えて
　・地域ケア会議
　・生活支援体制整備事業に基づく協議体
●地域の組織が母体となって
　・自治会
　・地区社協
　・まちづくり協議会、地域づくり組織など
●社会福祉協議会がリードする
　・社協が事務局を務めるボランティアグループ
●地域の拠点や施設から発案
　・サロン活動の実施主体
●NPO法人や自主的なボランティアグループ

大事な3要素

- 誘い出し機能
- 信頼関係の構築機能
- 社会資源につなぐ機能

地域に貢献したい・できる人とwin-winの関係を作る

- 社会福祉法人、社会福祉協議会
- 医療法人
- 介護事業所
- 自動車販売店
- 葬儀社
- スーパー、ショッピングセンター
- 料亭
- 温浴施設　等

★世帯構成も地域も変わってきている：馴染みの人や専門的なサービスも減少
一部のモチベーションの高い人だけにアプローチしていても課題が解決できない

★多分野連携（地域自主組織や集落支援員などの総務省の施策、移住者、農村RMOなど、地域の組織再編で人材が見つかる場合も！

★具体的に、不安や難しい部分を取り除いていくことで、できることを見出そう

生活支援コーディネーターによる地域住民と地域の多様な主体との連携の推進（生活支援体制整備事業における住民参画・官民連携推進事業の創設）

厚生労働省資料

○高齢者の目線に立ち、地域で一層の多様なサービス・活動の充実を図るためには、**生活支援体制整備事業を活用し、地域住民の関心事項を引き出し、高齢者の日常生活を取り巻く様々な活動とをつなげていくことが重要。**

○このため、生活支援体制整備事業について、住民や地域での活動に取り組む民間企業等とをつなげるための活動についての評価を拡充する。

生活支援体制整備事業の活性化を図るため、生活支援コーディネーターが、その活動や協議体運営を通じ、地域住民の活動とそれ以外の多様な主体の活動とをつなげる活動を評価するなどの検討が必要である。

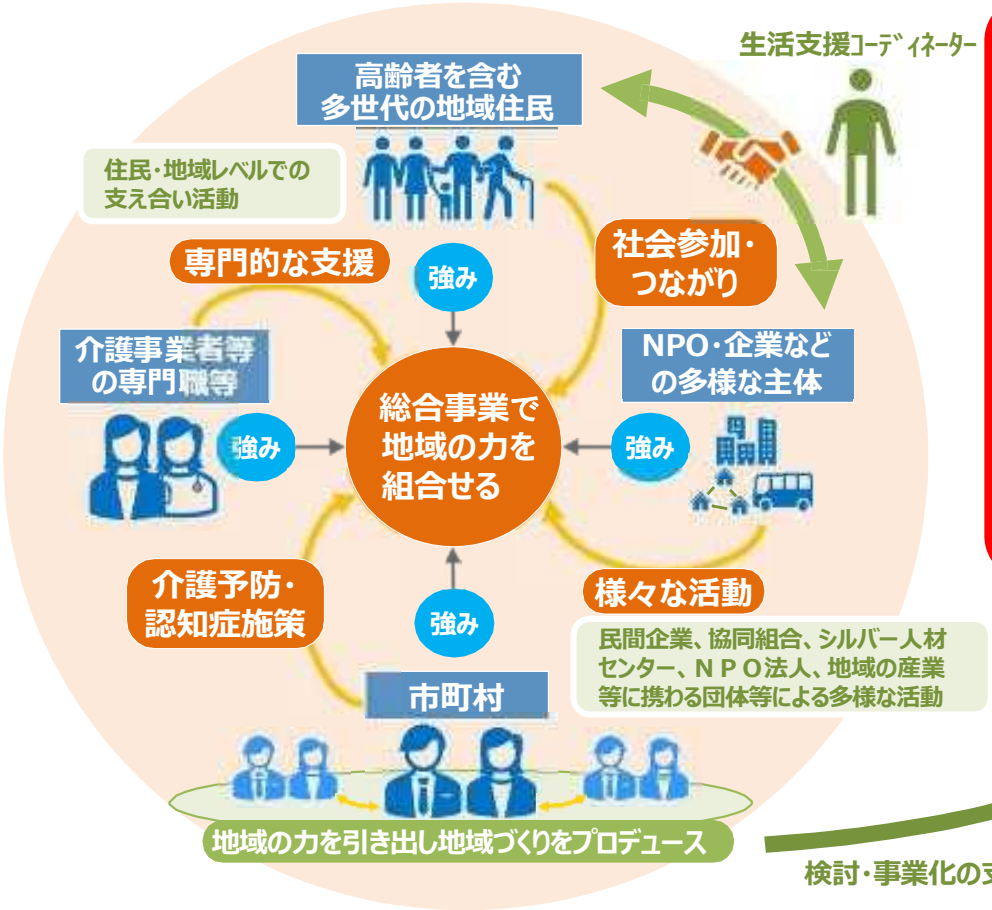

生活支援コーディネーター・協議体が行う住民参画・官民連携推進事業（新設）

タウンミーティングやワークショップの開催等
地域住民、医療・介護関係者及び地域での活動に取り組む民間企業等を含む多様な主体が地域課題等の洗い出しや解決策・必要となる事業等の検討を行う場の設置

多様なサービス・活動の実現に向けたプロジェクト化
地域での活動に取り組む民間企業等との連携・協働のもとで行う地域住民へのインタビュー、マーケティング、デザイン（既存事業の見直し等を含む。）等の実施

多様なサービス・活動を地域に実装するための試行的実施に係る支援
総合事業としての全地域での本格実施まで、地域での活動に取り組む民間企業等と地域住民の協働のもとで行う事業が自走するまでの期間における事業費の補助等

検討・事業化の支援

生活支援体制整備事業（生活支援コーディネーターの配置・協議体の設置）の標準額
- ■第１層（市町村区域） 8,000千円 × 市町村数（※）
- ■第２層（中学校区域） 4,000千円 × 日常生活圏域の数

＋ 住民参画・官民連携推進事業の実施 4,000千円 × 市町村数（※）

※ 指定都市の場合は行政区の数
一部事務組合及び広域連合の場合は構成市町村の数

2．生活支援体制整備事業の活用

生活支援体制整備事業

厚生労働省

生活支援体制整備事業は、生活支援コーディネーターの配置と協議体の設置により、「市町村が中心となって、」「多様な主体による多様な生活支援・介護予防サービスの提供体制を構築し、地域の支え合いの体制づくりを推進していく」もの（地域支援事業実施要綱より）

○ 介護保険法（平成9年法律第123号）
（地域支援事業）
第百十五条の四十五 （略）
2 市町村は、介護予防・日常生活支援総合事業のほか、被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、地域支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。
五 被保険者の地域における自立した日常生活の支援及び要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止に係る体制の整備その他のこれらを促進する事業

(1)生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置

多様な主体による多様な取組のコーディネート機能を担い、一体的な活動を推進。

資源開発	ネットワーク構築	ニーズと取組のマッチング
○地域に不足するサービスの創出（既存の活動と地域をつなげることを含む） ○サービスの担い手（ボランティアを含む）の養成 ○元気な高齢者をはじめとする多世代の住民が担い手として活動する場の確保 など	○多様な主体を含む関係者間の情報共有 ○サービス提供主体間の連携の体制づくり など	○地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動のマッチング など

（2）協議体の設置

地域の多様な主体間の連携・協働を推進し生活支援コーディネーターの活動を支援・補完。

- 住民主体の活動団体
- 地域運営組織
- NPO法人
- 社協・社会福祉法人
- 協同組合
- 民間企業
- 保険外サービス等の実施者

等

生活支援体制整備事業費（生活支援コーディネーターの配置・協議体の設置）の標準額

- ■第１層（市町村区域） **8,000千円 × 市町村数（※）**
- ■第２層（中学校区域） **4,000千円 × 日常生活圏域の数**
- ■住民参画・官民連携推進事業 **4,000千円 × 市町村数（※）**

※ 指定都市の場合は行政区の数
一部事務組合及び広域連合の場合は構成市町村の数

★このほか、就労的活動支援コーディネーター（就労的活動支援員）の配置も生活支援体制整備事業として実施可能。

フレイルの高齢者に関わる人々と役割（移動手段を例に）

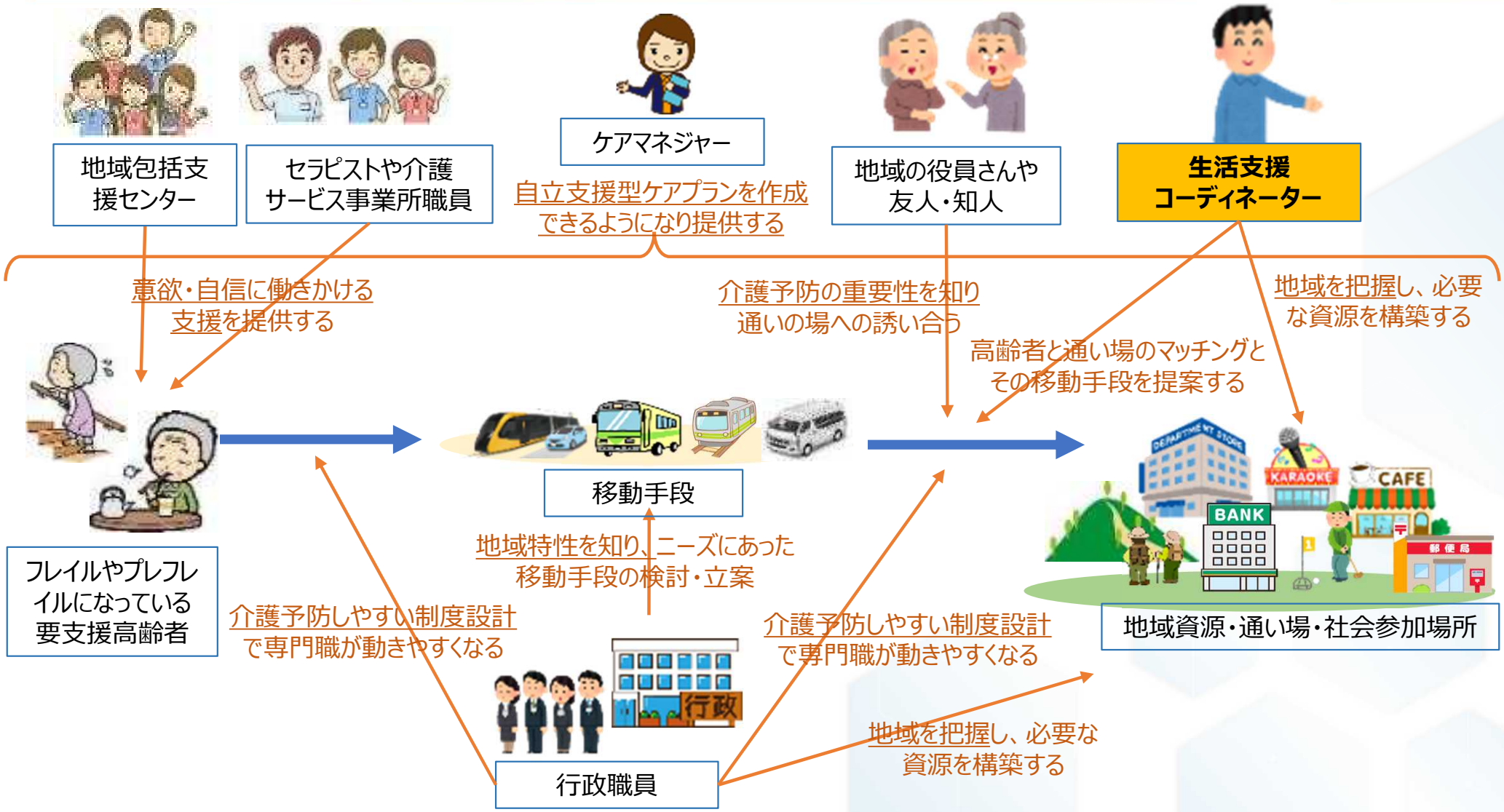

フレイルやプレフレイルになっている高齢者（介護保険上では事業対象者や要支援者）の方々を以前のような元の生活に戻ってもらうには、多数の専門職や地域の方、多種多様な支援策が必要です。市町村はそれらを包括的に支援できる体制を構築する必要があります。（＝地域包括ケアシステム）

マッチング（目的）に対する手段の実施手順

高齢者のニーズを把握

地域にあるもの・人で解決

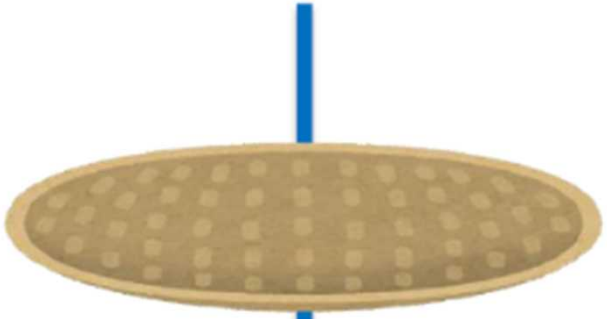

ニーズを正確に把握（連絡する）体制を作り、まずは地域にあるもので解決できるものは解決
（今あるものでマッチング）

地域で検討（協議体等）

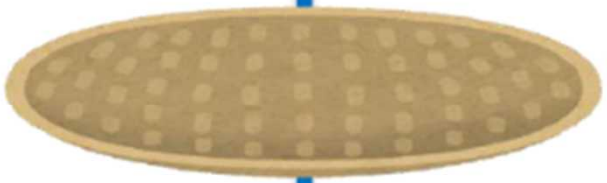

地域に解決を依頼できる可能性があるものは検討してもらう
（協議体活動⇒マッチング）

ボランティア等の仕組み

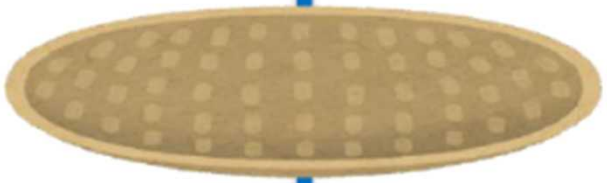

ここまでやっても対応できないもの、地域で実施すべき取組みの確定。
（資源創出⇒マッチング）

政策

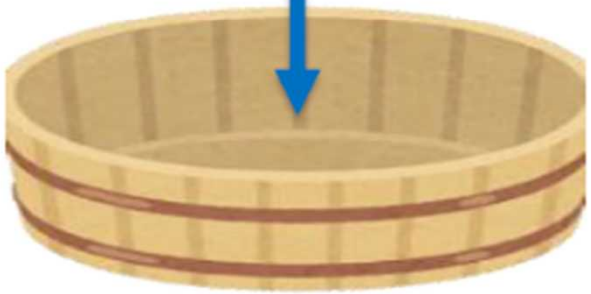

地域での実施が困難なもの適当でないものは行政サービスで対応。
（政策・行政サービス⇒マッチング）

生活支援コーディネーターを取り巻く関係者と課題把握＆整理（イメージ）

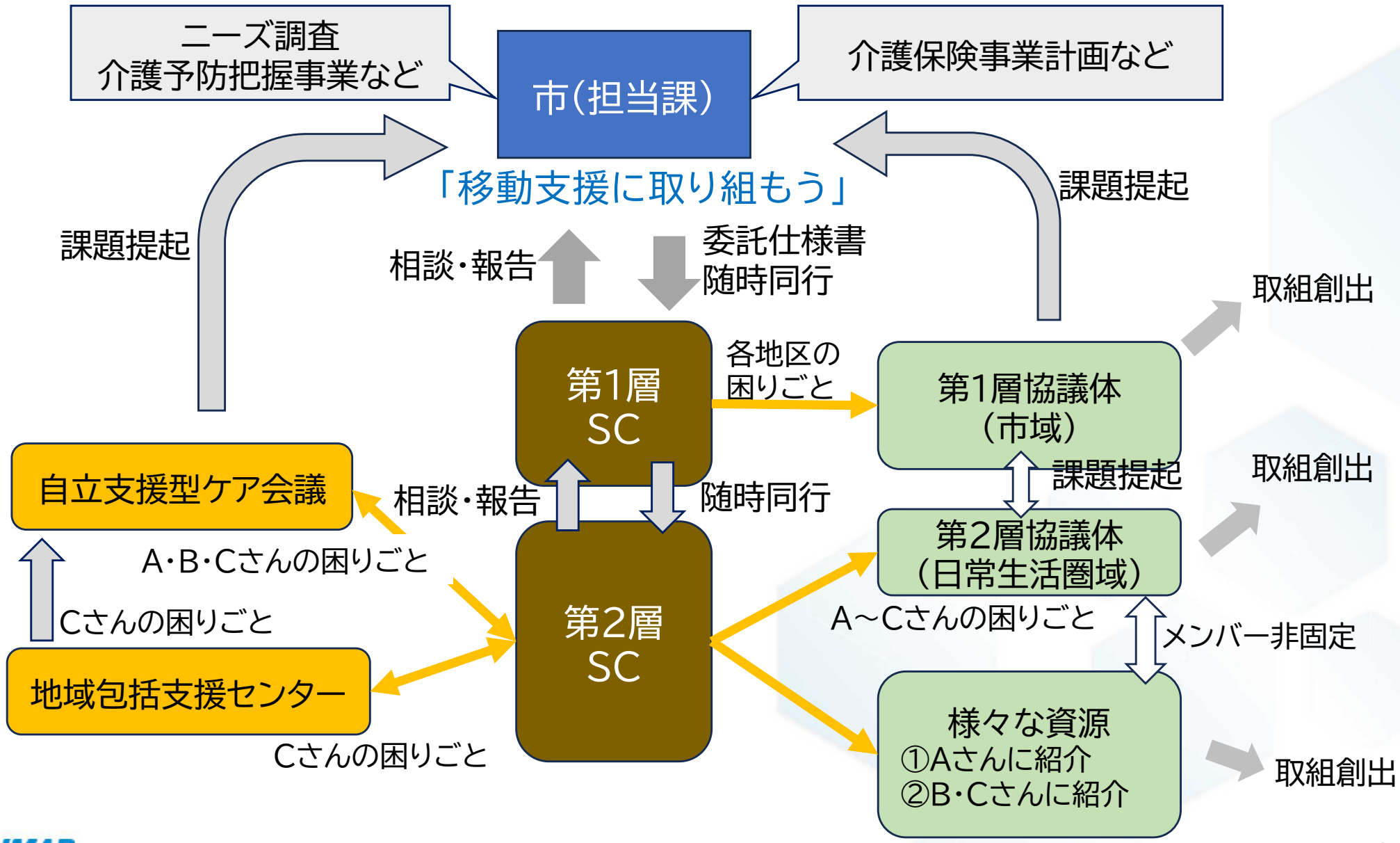

3．介護予防・日常生活支援総合事業の活用

厚生労働省資料

介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた検討会における議論の中間整理（概要❷）

○ 高齢者の地域での生活は、医療・介護専門職との関わりのみならず、地域の住民や産業との関わりの中で成立するもの。また、高齢者自身も多様な主体の一員となり、地域社会は形作られている。

○ 総合事業の充実とは、こうした地域のつながりの中で、地域住民の主体的な活動や地域の多様な主体の参入を促進し、医療・介護の専門職がそこに関わり合いながら、**高齢者自身が適切に活動を選択できる**ようにするものである。

○ 総合事業の充実を通じ、高齢者が元気なうちから地域社会や医療・介護専門職とつながり、そのつながりのもとで社会活動を続け、介護が必要となっても必要な支援を受けながら、住民一人ひとりが自分らしく暮らし続けられる「地域共生社会」の実現を目指していく。

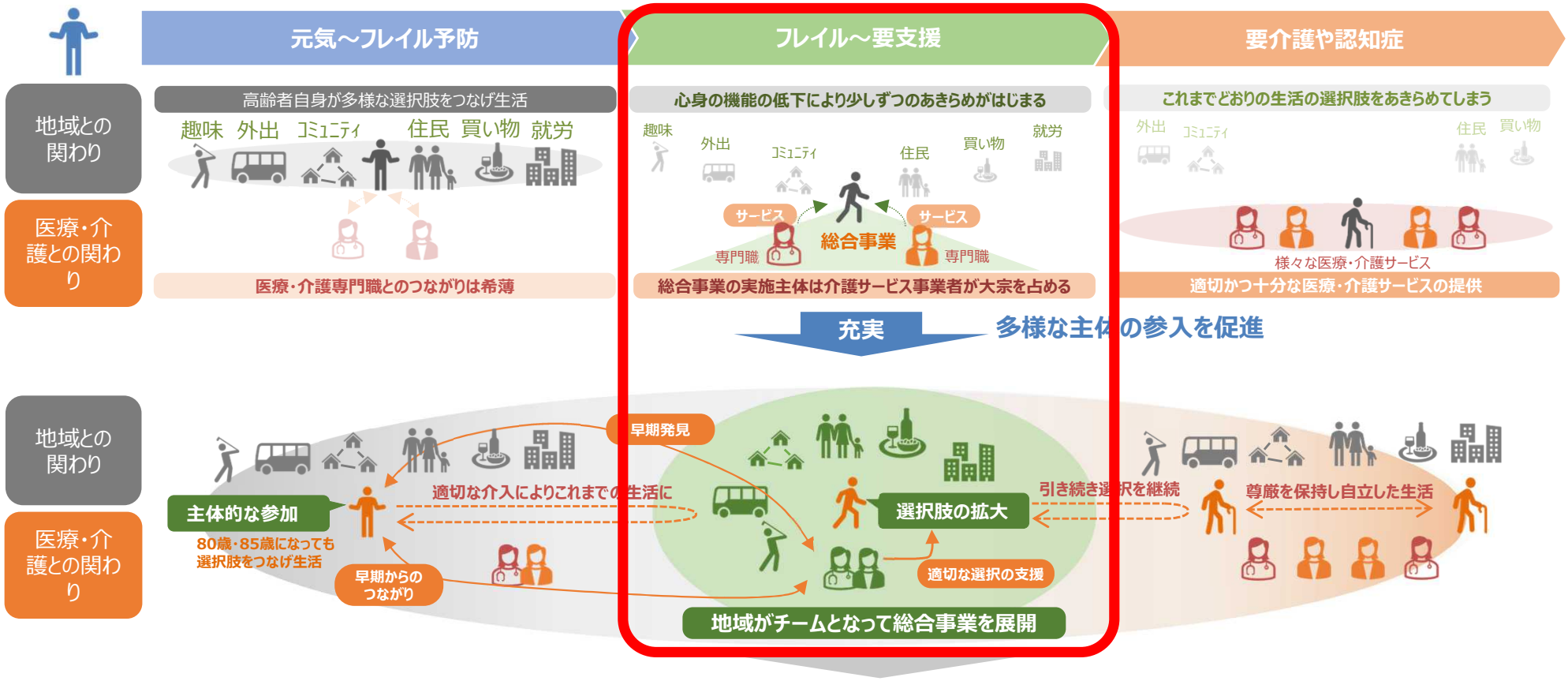

地域の人と資源がつながり地域共生社会の実現や地域の活性化

厚生労働省資料

多様なサービス・活動の例（令和６年度ガイドライン改正）

〇実施要綱の改正内容について具体的なイメージができるよう、事業例について、「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインについて」（平成27年６月５日老発0605第５号厚生労働省老健局長通知）の一部を改正。

従前相当サービス	選択 ⇄ 支援	多様なサービス・活動
● 専門職による専門的な支援ニーズに総合的に応えるサービス ● 想定される対象者は、進行性疾患や病態が安定しない者など ● サービスの内容は総合的なものであるほか一定の制約あり		● 地域住民を含む地域の多様な主体により展開されるサービスや活動 ● 想定される対象者は、地域とのつながりの中で生活する要支援者等 ● サービスの内容は高齢者の視点に立って検討される

【高齢者の選択肢の拡大の視点にたった多様なサービス・活動A・B(D)のイメージ】

訪問型の多様なサービス・活動のイメージ

● **地域住民が担い手となって活動することができる活動**

● **介護予防のための地域住民等による見守り的援助の実施**

➡ 多世代の地域住民が高齢者に対する生活支援や介護予防のための見守り的援助等を実施する（多様なサービス・活動の利用者が、自身ができる範囲で活動することも想定される）

➡ （有償・無償）ボランティア活動による場合は、サービス・活動Ｂ、雇用（ボランティアとの選択も可）による場合など、地域の多様な主体への委託による活動として実施する場合は、訪問型サービス・活動Ａとなる

● **高齢者の生活支援のための掃除、買い物等の一部の支援を行う活動　など**

➡ 地域の訪問型サービスの利用者の支援ニーズを把握した結果、例えば、掃除がその大宗を占める場合、掃除に特化したサービス・活動を提供

➡ 地域の清掃業者に委託等を行う場合、サービス・活動Ａとなる

● **通院・買い物等の移動支援や移送前後の生活支援**

➡ 地域住民の互助活動としての移動支援と付き添いであり、行き先は、介護予防・社会参加の推進の観点から、市町村と地域住民とが協議のもと定める

➡ 原則としてサービス・活動Ｂ・Ｄでの実施を想定しているが、中間支援組織等への委託を行う場合はサービス・活動Ａの一部として実施することも可能

※ 買い物支援については、通所型サービスを実施する場所あてに共同で配送を依頼することや、移動販売を訪問型サービス・活動Ａとして実施することなども想定される

通所型の多様なサービス・活動のイメージ

● **地域住民が担い手となって活動することができる活動**

➡ 多世代の地域住民が高齢者や例えば子どもなどの見守りを行う場、高齢者が自身のスキルを活かし、他の高齢者の支援を行う場、例えば農業などの地域産業と連動し、食品の加工や農作業などを行う場（多様なサービス・活動の利用者が、自身ができる範囲で活動することも想定される）

➡ 訪問型サービスと同様

● **セルフケアの推進のため一定の期間を定めて行う運動習慣づけのための活動**

➡ 外出機会の低下等がみられる者、サービス・活動Ｃの利用終了直後の者などに対する運動習慣づけのための活動

➡ 民間の運動・健康づくり施設への委託等（期間を定めて支援し、終了後は自主的な活動（セルフケア）に移行すること）を想定

● **高齢者の社会参加のための生涯学習等を含む多様な活動**

➡ 高齢者が興味・関心があり、今後の外出機会の向上や社会参加に資する活動と連動するような、ITリテラシーの向上やスキルアップのための学習活動やサークル活動等への参加を支援

➡ 当該活動を実施する多様な主体への委託等が想定（利用者の自己負担等に関わりのない活動経費の一部を定額で支援する手法が適切）

● **住民や地域の多様な主体相互の協力で行う入浴・食事等の支援**

➡ 多世代の地域住民が集まる場で、高齢者同士が入浴時の見守りや食事等の支援（配膳等）を行う活動

➡ 入浴施設、公民館、図書館など地域の多様な空間を活用することを想定

多様なサービス・活動の分類（交付金の取扱いによるもの）

厚生労働省資料

○国が示す総合事業の類型について、あくまでも制度に基づく実施手法等による分類であること、多様なサービス・活動は、高齢者の目線に立ち、選択肢の拡充を図るものであることを明確化。

・高齢者が担い手となって活動（就労的活動を含む。）できるサービス、高齢者の日常生活支援を行うサービスなど、高齢者の目線に立ったサービスのコンセプトを軸とする多様な事業のあり方の例示
・予防給付時代の制度的分類にとらわれない、訪問と通所、一般介護予防事業、高齢者の保健事業や保険外サービスなどを柔軟に組み合わせた新たなサービス・活動モデルの例示
など、高齢者がその選択と参加の際にわかりやすく、また、市町村がこれまで国が示してきたサービス類型に縛られず総合事業を弾力的に展開できるような事業のあり方を検討することが必要である。

実施要綱改正後

	従前相当サービス	多様なサービス・活動				その他
		サービス・活動A（多様な主体によるサービス・活動）		サービス・活動B、サービス・活動D（訪問型のみ）（住民主体によるサービス・活動）	サービス・活動C（短期集中予防サービス）	
		指定	委託			
実施手法	指定事業者が行うもの（第１号事業支給費の支給）		委託費の支払い	活動団体等に対する補助・助成	委託費の支払い	これらによらないもの（委託と補助の組み合わせなど）
想定される実施主体	● 介護サービス事業者等（訪問介護・通所介護等事業者）	● 介護サービス事業者等以外の多様な主体 ●（介護サービス事業者等）		● ボランティア活動など地域住民の主体的な活動を行う団体 ● 当該活動を支援する団体	● 保健医療に関する専門的な知識を有する者が置かれる団体・機関等	
基準	国が定める基準※1を例にしたもの	サービス・活動の内容に応じて市町村が定めるもの				
費用	国が定める額※2（単位数） 額の変更のみ可	加算設定も可	サービス・活動の内容に応じて市町村が定める額			
対象者	● 要支援者・事業対象者	● 要支援者・事業対象者 ● 継続利用要介護者		● 要支援者・事業対象者 ● 継続利用要介護者 ※ 対象者以外の地域住民が参加することも想定	● 要支援者・事業対象者のうち、目標達成のための計画的な支援を短期集中的に行うことにより、介護予防・自立支援の効果が増大すると認められる者	
サービス内容（訪問型）	旧介護予防訪問介護と同様* * 身体介護・生活援助に該当する内容を総合的かつ偏りなく老計10号の範囲内で実施することが求められる	● 高齢者が担い手となって活動（就労的活動を含む。）することができる活動 ● 介護予防のための地域住民等による見守り的援助の実施 ● 高齢者の生活支援のための掃除、買い物等の一部の支援*を行う活動 など *市町村の判断により老計10号の範囲を越えてサービス・活動を行うことも可能 ● 通院・買い物等の移動支援や移送前後の生活支援（原則としてB・Dの実施を想定） ガイドライン改正			● 対象者に対し、3月以上6月以下の期間を定めて保健医療に関する専門的な知識を有する者により提供される短期集中的なサービス	
サービス内容（通所型）	旧介護予防通所介護と同様* * 運動器機能向上サービス、入浴支援、食事支援、送迎等を総合的に行うことが求められる	● 高齢者が担い手となって活動（就労的活動を含む。）することができる活動 セルフケアの推進のため一定の期間を定めて行う運動習慣をつけるための活動 高齢者の社会参加のための生涯学習等を含む多様な活動を支援するもの ● 住民や地域の多様な主体相互の協力で行う入浴、食事等を支援する活動 など ● 送迎のみの実施				
支援の提供者	国が定める基準による	市町村が定める基準による				
	訪問型：訪問介護員等 サービス提供責任者 通所型：生活相談員、看護職員 介護職員、機能訓練指導員	● 地域の多様な主体の従事者 ● 高齢者を含む多世代の地域住民 ●（有償・無償のボランティア）		● 有償・無償のボランティア ● マッチングなどの利用調整を行う者	● 保健医療専門職	

厚生労働省作成資料

B＝主に住民ボランティア等、住民主体の自主活動として行う生活援助等の多様な支援。
例えば買い物代行、調理、ゴミ出し、電球の交換、布団干し、階段の掃除といった支援等
D＝移動支援や移送前後の生活支援のみを行うもの

サービス・活動A （多様な主体によるサービス・活動） 指定　　委託	サービス・活動B、 サービス・活動D（訪問型のみ） （住民主体によるサービス・活動）

＜サービス内容（訪問型）＞

- 高齢者が担い手となって活動（就労的活動を含む。）することができる活動
- 介護予防のための地域住民等による見守り的援助の実施
- 高齢者の生活支援のための掃除、買い物等の一部の支援*を行う活動　など
- *市町村の判断により老計10号の範囲を越えてサービス・活動を行うことも可能
- 通院・買い物等の移動支援や移送前後の生活支援（原則としてB・Dの実施を想定）

＜サービス内容（通所）＞

- 高齢者が担い手となって活動（就労的活動を含む。）することができる活動
- セルフケアの推進のため一定の期間を定めて行う運動習慣をつけるための活動
- 高齢者の社会参加のための生涯学習等を含む多様な活動を支援するもの
- 住民や地域の多様な主体相互の協力で行う入浴、食事等を支援する活動　など
  ・送迎のみの実施

厚生労働省作成資料より抜粋

住民主体のサービス・活動の推進

（サービス・活動A・B(D)における総合事業対象者以外の参加者に係る委託費・補助等の取扱い）

1 実施要綱	2 ガイドライン	3 ケアマネジメント	4 包括センター
○	○		

○サービス・活動Aを委託により実施する場合の委託費や、サービス・活動B(D)の補助等の対象経費について、総合事業の対象者以外の地域住民が参加する場合のルールについて、地域の多様な主体の参画を推進する観点から見直し。

住民主体サービスについて、全利用者の半数以上が要支援者・事業対象者・継続利用要介護者である場合、地域共生社会の推進の観点から事業費を按分せず全額を地域支援事業交付金の交付対象とする取扱いとしている。他方、利用人数の記録・交付金の申請額の計算等に住民コストが発生することを踏まえ、住民活動を地域で幅広く展開していく観点から、更なる方策を検討することが必要である

	補助対象経費	総合事業対象者以外の参加者がいる場合のルール
改正前	活動に係る「間接経費」の範囲内で市町村の裁量により定める 例） ● 活動の立上げ支援に要する費用 ● 活動場所の借上げに要する費用 ● 光熱水費 ● 利用者の利用調整等を行う者に対する人件費 ＊ ● 支援者のボランティア活動に対する奨励金（謝礼金） ＊支援者の人件費は対象とならないが、人件費を補助等している利用調整等を行う者が利用者に対し支援することは妨げない。	対象者数割合 ＝ （要支援者 ＋ 事業対象者 ＋ 継続利用要介護者） ／ サービス・活動B・Dに該当する活動の参加者（総数） ● 対象者数割合が50%**以上**・・・対象経費の**全額**を補助等可能 ● 対象者数割合が50%**未満**・・・対象経費の額×**対象者数割合**を補助等可能 → 地域の多様な主体による活動の展開が阻害される可能性

令和６年度以降、地域住民を含む多様な主体による活動の促進を図る観点から、以下の取扱いによる。※

実施要綱改正後	活動に係る「間接経費」の範囲内で市町村の裁量により定める 例） ● 活動の立上げ支援に要する費用 ● 活動場所の借上げに要する費用 ● 光熱水費 ● 利用者の利用調整等を行う者に対する人件費 ＊ ● **支援者のボランティア活動に対する奨励金（謝礼金）** ＊支援者の人件費は対象とならないが、人件費を補助等している利用調整等を行う者が利用者に対し支援することは妨げない。 ※ 市町村の判断により、改正前の方法により補助を行うことも可能 ＋ **サービス・活動Aの委託費についても、同様の考え方によることができる。** ※この場合、「ボランティア活動に対する奨励金」については、委託業務に従事する職員の人件費等を含めることとし、対象経費については、その他の直接経費を含むことができる。	市町村が、総合事業の対象者以外の参加者に対する活動を**事業の目的を達成するための附随的な活動**と判断する場合は、以下の取扱いによることとする。 ● 対象者数割合によらず、**対象経費の一部を（定額）補助等**すること ● 対象者に対する活動に支障がないと市町村が認める場合、（給付の場合の兼務と同様）**対象者以外の者に対する活動全体に対して補助等**すること →対象者の数によらずボランティア活動主体に対する奨励金を補助することが可能 ＊この取扱いによる場合も、対象者のみの事業を実施する場合と同様に、市町村は、総合事業の対象者の数について、適宜適切に把握（団体等の負担に配慮し、把握時期を年度内の適切な時期とすることや、利用実績の有無によらず登録者の数とすること等も可能）すること

総合事業の補助金による住民主体のサービスへの支援の分類表
～一般介護予防事業（地域介護予防活動支援事業）や通所型サービス・活動Bを含む

	訪問型 サービス・活動D	訪問型 サービス・活動B	通所型 サービス・活動B	一般介護予防 事業（補助の場合）
	通院・買い物等の移動支援や移送前後の生活支援、通所型サービス等における送迎	生活援助等と一体的に提供される送迎	通所型サービスの運営主体と同一の主体による送迎	通院・買い物等をする場合における、一般介護予防事業による送迎
利用者に対して支援を行う者の人件費 ①	×	×	×	×
ボランティア活動に対する奨励金 ②	○	○	○	×
ガソリン代・道路通行料・駐車場料金等	○	○	○	○
自動車保険の保険料 ③	○	○	○	○
活動用の保険の保険料 ④	○	○	○	○
車両維持・購入費	○	○	○	○
コーディネーターの人件費	○	○	○	○
家賃・通信費等	○	○	○	○

R7年7月17日付のガイドライン改正で修正が完了！

【表の①～④について】
①直接送迎を行う職員の賃金等を想定。
②利用者に対して支援を行う者が行うボランティア活動に対する奨励金（謝礼金）を想定。
③「団体が所有する車両の自動車保険」、及び「マイカー等を使用する移動支援ボランティアの活動中の自動車事故を対象とした自動車保険」を想定。
④自動車に乗車していない乗降前後の付き添い支援の際の事故などを対象とする保険を想定。

【参考】地域支援事業実施要綱におけるサービス・活動事業に関する記載（抜粋）

補助・助成の対象経費については、省令に掲げる制度の趣旨・目的を踏まえ、活動の立上げ支援、活動場所の借上げに要する費用、光熱水費、利用者の利用調整等を行う者に対する人件費（賃金等）、利用者に対し支援を行う者が行うボランティア活動に対する奨励金（謝礼金）等の活動に係る間接経費の範囲内で市町村の裁量により定めるものとし、直接経費を対象とすることはできない。

高齢者の移動手段を確保するためのパンフレットより抜粋

（参考）一般介護予防事業を活用した移動支援の実施事例

注：通いの場へ別主体が送迎する場合を想定　（通いの場の実施主体が自ら送迎する場合を除く）

目的地	想定される送迎の実施者	実施方法	利用対象者	サービス類型	備考（金額等）	近い事例
通いの場	①社会福祉法人 ②タクシー事業者	委託	高齢者全般	一般介護予防事業	通いの場の予算で実施。 ②は運賃相当の委託額を想定。	①多数 ②大分県竹田市、北海道剣淵町、神石高原町
	通いの場の世話人	直接実施	高齢者全般	一般介護予防事業	マイカーボランティア等に謝金や燃料費を払う	神石高原町
	社会福祉法人	委託	要支援者等が1人以上	サービス・活動A	（従来の）基準緩和の考え方不要	D類型で委託実施のケースあり
色々	地域コミュニティ	委託	高齢者全般	一般介護予防事業	行先は仕様書に沿って受託者が決める	広島県福山市
色々（移動支援の実施団体）	色々な団体が申請	補助	参加者は誰でも	一般介護予防事業	行先等は要綱に沿って団体が決める	神奈川県秦野市、町田市
			要支援者等が1人以上	サービス・活動B/D		多数
通いの場	色々な団体が申請	補助	要支援者等が1人以上	サービス・活動D	行先等は要綱に沿って団体が決める	多数

（参考）市町村からの補助と委託の違い

【補助】

・趣旨：サービス活動・事業を行う際の財政的な支援を行う。

・補助金交付要綱に示された条件に合致すれば、申請し、採択され、交付が決定する。

・実施主体は補助対象団体。対象者や利用料などの活動の仕組みは、活動団体が決める。

・補助率100％の場合もあるが、総合事業のサービス・活動事業においては、定額補助、サービス提供ごとに補助単価が設定されていることが多い。

・一般的には3年までとされているが、総合事業の場合は、期限は設けられていない

【委託】

・趣旨：市町村に代わって受託者が業務を行う。

・委託元と事業の委託契約を締結し、仕様書によって対象者や利用料などの活動の仕組みを決める。

・実施主体は委託元。

・委託費用の負担方法は事業費の全額の場合もあれば、一部業務委託で1回当たりの単価が設定されている場合もある。

サービス・活動A（委託）の例

ショッピングリハビリカンパニー株式会社(ひかりサロン事業)

事業概要

地域の高齢者の健康づくりと買い物ができる拠点をつくることを目的として、総合事業を活用。事業対象者や要支援1～2の方を支援。

【サービス例】買い物をしながら健康づくりをするショッピングリハビリやオリジナル体操で筋トレやストレッチを行い、要介護状態にしない取り組みを実施。

【詳細】空き時間には、フィットネスや英会話などの介護保険外事業や様々な地域の方々とのイベントを企画し、子育て世代や若者層が集まる多世代交流スペースとしても拠点が機能するように工夫。

運営のポイント

- 商業施設内で健康体操や買い物リハビリを総合事業の通所型サービスAとして提供している。
- 平日の午前・午後で計10回程度実施。
- 平均的な運営形態は、スタッフはパート4名、利用者は各回5～6名で最大15名程度。

(出所)ショッピングリハビリカンパニー株式会社およびヒアリング結果を基に日本総研作成

出典:厚生労働省　令和 6 年度老人保健事業推進費等補助金事業「高齢者の地域での日常生活における「選択肢」の拡大に関する調査研究事業」高齢者の地域での日常生活における「選択肢」の拡大のための多様な主体による総合事業(サービス・活動 A 等) 実施の手引き,令和7年3月,株式会社日本総合研究所

総合事業以外に活用できる事業（財源）

	生活支援体制整備事業	保健福祉事業
制度概要	市町村が中心となって、多様な地域の関係者と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図る。	介護者支援、介護予防、保険給付、サービス利用に係る資金の貸付など、市町村が被保険者及び介護者に対し必要と判断する事業を実施するもの。
財源	都道府県19.25%、国38.5%、市町村19.25%、第1号被保険者の保険料23%	第１号被保険者の保険料
対象者	高齢者	被保険者、家族等の介護者
実施例	① 地域のニーズと資源の状況の見える化、問題提起 ② 地縁組織等多様な主体への協力依頼等の働きかけ ③ 関係者のネットワーク化 ④ 目指す地域の姿・方針の共有、意識の統一 ⑤ 生活支援の担い手の養成やサービスの開発（担い手を養成し、組織化し、担い手を支援活動につなげる機能） ⑥ ニーズとサービスのマッチング	・地域支援事業以外の介護予防事業 （移動支援等） ・介護者支援事業 ・直営介護事業 ・高額介護サービス費の貸付事業　／等 財源は、特別給付と同じだが、**特別給付が「給付」であるのに対し、保健福祉事業は「事業」**である。**対象者が被保険者・介護者**と、特別給付と比べて幅広い。

保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金(**インセンティブ交付金**)をこれらに充当する例も！＝**保健福祉事業**は第1号被保険者の保険料によって賄われるが、インセンティブ交付金を充当すれば、**保険料を値上げせずに実施することも可能**

国土交通省の方針と関係省庁の支援策

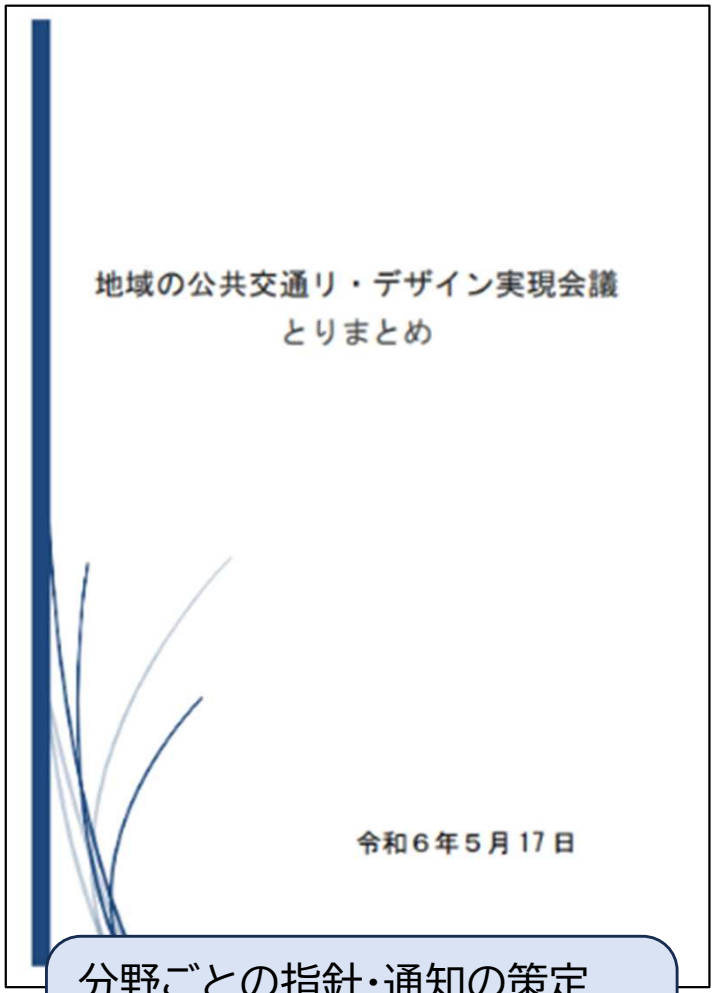

分野ごとの指針・通知の策定

①教育・子育て・スポーツ分野
②介護・福祉分野
③医療分野
④農泊分野
⑤分野共通

Ⅳ. 継続的な連携・協働の取組の確保

～中略～

このため、デジタル田園都市国家構想総合戦略の期間である令和9年度（2027 年度）までを目標年次として、連携・協働の施策の推進に係るKPIを設定し、その進捗状況について定期的に検証を行う。

【連携・協働の推進に向けた環境醸成（Ⅲ. 1関係）】
- 各施設の送迎の見直し※に新たに取組む自治体数 100 団体

※ 各施設の施設送迎の活用、地域公共交通の活用に係る取組

【連携・協働に係る取組の実装（Ⅲ. 2関係）】
- 自家用有償旅客運送（交通空白地有償）に取組む団体数 1,000 団体
- 自動運転移動サービスに取組む箇所数 100 か所以上
- AIオンデマンド交通の活用に取組む自治体数 500 団体

【連携・協働に係る取組の加速化（Ⅲ. 3関係）】
- 他分野との連携・協働に先導して取組む※自治体数 100 団体

※ アップデートされた法定協議会・地域公共交通計画のもとで、多様な関係者の連携・ 協働による取組を行う自治体

許可・登録不要の運送の明示　～地域公共交通リ・デザイン実現会議とりまとめ～

道路運送法における許可又は 登録を要しない運送の取扱いの周知

「交通空白地においては、地域での互助活動やボランティア活動による運送等、道路運送法における許可又は登録を要しない運送が、地域公共交通に替わる役割として重要となる。 当該運送については、「道路運送法における許可又は登録を要しない運送に関するガイドライン」において、有償の考え方や運送に関して金銭授受が行われる場合の取扱い等が明確化されている。地域の輸送資源を総動員する観点から、地域の実情に応じて、当該運送も柔軟に活用していくことが必要である。」

国交省
補助事業

●令和７年度「『交通空白』解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト」

1.「交通空白」解消緊急対策事業

「交通空白」の課題があると自治体が判断した地域において、公共ライドシェア・日本版ライドシェアやAIデマンド、乗合タクシー 等の「交通空白」の解消に向けたサービスを実施するための仕組みの構築を支援する事業を対象とします。
https://kotsu-kuhaku.jp/adopter_6/kyousou/

2. 共創モデル実証運行事業

交通を地域のくらしと一体として捉え、その維持・活性化を目的として、地域における複数の関係者の「共創」（連携・協働）による取組や「共創」を支える仕組みを構築する事業を対象とします。

参考）役立つ動画

1. R3年度「総合事業活用の移動支援」（大阪市、三重県名張市、函南町）
https://www.ihep.jp/publications/elderly-search/?y=2021

2. R4年度 「移動支援・送迎の取組の創出に向けた検討プロセスの紹介」
https://www.murc.jp/houkatsu_08/
群馬県渋川市、滋賀県日野町、大阪府太子町、大分県国東市、山口県萩市

3. 島根県主催「令和6年度　住民主体の移動支援サービス創出研修事業　第2回研修会」
https://youtu.be/xAkzAw4EFYQ
＃R6年8月改正の総合事業のポイント、＃島根県安来市、東京都八王子市
＃補助金交付要綱の作り方

4. 大分県国東市「にしあき元気会」（1分32秒）
https://tosonline.jp/news/20250606/00000011.html
＃運転ボランティア講習　＃サロン送迎　＃マイカーボランティア　＃自動車学校

ご清聴ありがとうございました